

特別な支援を必要とする児童生徒への気づきと支援

4

関係機関との連携

児童生徒の教育的ニーズに応じ支援していくためには、学校と家庭だけでなく様々な関係機関とも連携することが必要です。さらに、それぞれの機関の特性を活かした連携により、児童生徒への教育的効果が高まります。

(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能について以下のような内容があります。

小・中学校等（幼稚園、高等学校を含む）の教員への支援機能
特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員に対する研修協力機能
地域の障害のある幼児児童生徒等への施設設備等の提供機能

特別支援学校のセンター的機能のガイドライン 平成 21 年 3 月 埼玉県教育委員会 より

(2) 特別支援教育推進専門員の活用

県では小・中学校に特別支援教育推進専門員による巡回支援を実施し、特別支援学級・通級指導教室担当の指導力向上を支援しています。

小・中学校からの要請に応じて、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室を巡回し、担当教員の指導・育成に当たる。
小・中学校からの要請に応じて、小・中学校の管理職や特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターに校内支援体制の整備について助言を行う。
特別支援教育の推進に資する研修業務に当たる。
必要に応じ県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、巡回支援の業務に当たる

(3) その他の関係諸機関との連携

(1)(2)の教育機関の他に、医療機関や公共機関（福祉、労働機関を含む）との連携があります。公共機関には、以下のような所があります。

各市町村役所（場）のこども課、障害福祉課等（各市町村によって名称が異なります）
保健センター
児童相談所
発達障害者支援センター
障害者職業センター
ハローワーク

こうした様々な関係機関と連携をする際に、県の「サポート手帳」¹¹ や地域の「就学支援ファイル」（地域によって名称が異なります）を活用し、支援の対象になる幼児児童生徒や保護者を中心にチームでの支援体制を構築することで、より効果的な支援を行うことができます。

参考：「発達障害の理解と支援のために」平成 20 年 3 月埼玉県福祉部障害者福祉課

（埼玉県障害者福祉推進課ホームページ） <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/hattatu/>

「発達障害医療機関リスト」発達障害総合支援センター

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/>